

国住街第255号
平成24年3月30日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について
(技術的助言)

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第51条の規制の対象となる建築物の敷地の位置については、原則として都市計画において定めることとし、これ以外の場合にあつては、同条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置について特定行政庁による許可を要することとしている。また、当該規制の対象となる建築物について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の2の3において、敷地の位置の指定を受けることを要しない小規模な処理施設を位置づけているところである。

これに関し「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において「廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外」として、「焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がなく、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同等の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。」とされたことを踏まえ、法第51条の規制の対象となっている廃棄物処理施設の活動実態等の調査を実施した。

その結果、規制の対象となっている廃棄物処理施設のうち、焼却を伴わないリサイクル施設の周辺市街地環境への影響が他の廃棄物処理施設に比して必ずしも小さいとは認められないことから、その敷地の位置について都市計画が関与する必要がないと判断できる廃棄物処理施設の基準を定めることは困難との結論を得た。

しかし、活動実態等の調査において、その敷地の位置についての都市計画上の支障の程度に関わらず、手続に長期間を要するという課題があることが明らかとなったため、法第51条ただし書きの規定に基づく許可の運用について、手続の円滑化及び適正化等を図る観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

なお、本技術的助言に基づく手続の円滑化及び適正化等のためには、各地方公共団体の都市計画部局との密接な連携が不可欠であることから、本技術的助言の発出と併せて、国土交通省都市局都市計画課長から各地方公共団体の都市計画部長あてに別添のとおり通知されているので申し添える。

記

- 1 特定行政庁による法第 51 条ただし書きの規定に基づく許可（以下、「ただし書き許可」という。）に際しては、許可申請に応じた都市計画審議会への速やかな付議などにより、手続の円滑化、迅速化を図られたい。
- 2 ただし書き許可に際し、都道府県都市計画審議会に付議する場合において、特定行政庁がその敷地が存する市町村へ意見照会を行うとともに市町村都市計画審議会への付議が行われる例があるが、この手続は必ずしも法令上必要とされている手続でないことを踏まえ、ただし書き許可に係る運用について適切な配慮を図られたい。
- 3 ただし書き許可手続の円滑化及び適正化等を図るため、各地方公共団体の都市計画部局との連携が不可欠である。このため、例えば都市計画部局に対して、都市計画審議会への付議する予定の法第 51 条規制対象施設に係る案件の概要や時期等に関する情報を提供するとともに、都市計画部局から都市計画審議会の開催予定等についての情報提供を受ける等の情報共有化を積極的に図られたい。

国都計第150号
平成24年3月30日

各都道府県及び政令指定都市
都市計画担当部局長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

建築基準法第51条ただし書き許可に係る特定行政庁との連携について

この度、建築基準法第51条（昭和25年法律第201号。）の規定に基づくただし書き許可の運用について、市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、許可手続の円滑化及び適正化等を図る観点から、別添のとおり通知されたところである。

建築基準法第51条の許可手続の円滑化及び適正化等を図るにあたっては、都市計画審議会の事務局である各地方公共団体の都市計画部局と特定行政庁との連携が不可欠であることから、都市計画部局におかれては、引き続き、特定行政庁あてに都市計画審議会の開催予定等を情報提供するとともに、都市計画審議会へ付議する予定の建築基準法第51条規制対象施設に係る案件の概要や時期等について特定行政庁から情報提供を受けるなど、特定行政庁との連絡調整をより一層図っていただくようお願いする。

また、貴職におかれては、管内の地方公共団体（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いする。